

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

資料-5

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>組織運営に関する中長期基本計画は、2021年3月までに策定することを令和2年度第2回理事会（令和2年9月5日開催）において協議（理事会毎に基本計画策定の方針を協議）確認し、2020年度第3回理事会（令和2年12月開催予定）又は第4回理事会（令和3年3月開催予定）において承認し、実施予定。（HP公開）</p> <p>【中長期基本計画の基本方針（5つの柱）として】</p> <p>①オリンピック競技大会でのメダル獲得など国際大会で活躍する選手の強化推進 ②近代3種大会等開催による競技普及活動の推進による競技人口の増加 ③広報活動の推進による競技認知度の向上及び会員数の増加 ④安定した財政基盤の確立 ⑤不祥事案の防止に向けたガバナンス強化を軸に組織運営を進める。</p>	<p>1 組織運営の中長期基本計画 2 令和2年度第2回理事会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>現在本協会では、組織運営の強化に関する人材採用及び育成に関する計画を策定していない。本協会において有償で勤務しているのは、事務局で勤務する3名のみであり、事務局長、会計経理担当職員、事務全般担当職員で任務分担している。人材の採用及び育成に関する計画を策定することは、上記現状から適切ではないと思料されるが、職員の育成に関してはJOCやJSC、NF支援センターが主催する研修会や説明会に出席することを義務付ける。</p>	<p>1 組織運営の中長期基本計画 2 会則 第10章第42条 3 事務局規定 第2章第3条</p>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>本協会では、平成28年4月に財政基盤を確保するための債務超過解消に向けた計画書を策定し、その結果平成30年度決算において債務超過が解消された。今後の計画については、会計年度ごとの詳細な予算書を作成するなど、運営に関する中長期基本計画の中で明確にしていく</p> <p>○財政基盤を安定させるための中長期計画を策定し、公表する ○毎年度3月の理事会において事業計画と収支予算を精査し、当期経常増減額を審議している ○毎年度6月の理事会において事業報告と収支決算を審議、大規模な事業を実施年については、その都度理事会において事業ごとの収支を慎重に審議している ○毎年度上半期終了時点での途中決算検証を実施し、理事会において協議・審議している ○財務諸表関係書類を協会HPで公表している</p>	<p>1 組織運営の中長期基本計画 2 財務計画（仮） 3 債務超過改善計画書 4 令和元年度第3回理事会議事録 5 令和2年度第3回理事会議事録（途中検証）</p>

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	組織運営に関する中長期基本計画の中で明らかにしていく。 ○定款及び定款運営規則の中において外部理事及び女性理事の登用について明記するとともに外部理事の割合及び女性理事の目標割合を中長期基本計画のロードマップにより明確にし、実践していく ○外部理事については、令和2年6月現在40%以上である ○女性理事については、令和2年6月現在約5%（1人）である ※外部理事は、競技経験に基づく対象スポーツに関する知見ではなく、当該理事の有するその他の知見による貢献を期待して理事として任用する場合には、外部理事とする。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款 第6章第27条 3 定款運営規則 第4条 4 役員名簿 4 会則 第4章第15条 (※2,3,4は、令和3年総会において改訂の予定)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会には、評議員会を設置しておらず、該当しない。	

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在、アスリート委員会は設置していない。今後組織運営の中長期基本計画の中で明らかにしていく。 ○過去5年間ナショナルチーム選手の全員が、公務員（自衛官及び警察官）との事情からアスリート委員会設置により当該委員に任命することが可能なのか否かを含めて中長期基本計画のロードマップによって協議し、進めていく。	1 組織運営の中長期基本計画
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事会は、適正な規模としており、実効性が確保のため各専門委員長や有識者等幅広く理事に登用している。規程等に不備等あれば今後会則等を整備していく。 ○理事会の開催は、効率性を勘案し年間4回を基本として開催している ○各専門委員会会議を2ヶ月に一回、専門委員長会議を四半期に一回の開催を決めており、専門委員会での協議事項等を理事会において協議・決定するような体制を確立している。	1 定款第6章第23条 2 会則（役員規則） 3 専門委員会規則第4条第6条 4 会長通知（専門委員会開催について）
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	当協会では、就任時の年齢に制限を設けていない。今後就任時の年齢に制限を設けるプロセスを組織運営の中長期基本計画の中で明らかにしていく。 ○会則の中で、役員の定年の年齢等については、70歳と明記している。 ○役員（理事及び専門委員長等）就任時又は再任時の年齢制限を検討し、体制の新陳代謝を図るシステムを中長期基本計画のロードマップにより方針を決定していく	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第27条 3 定款運営規則第4条 4 会則第4章第15条 (※2,3,4については令和4年総会において改訂の予定)

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	当協会では、理事の在任期間及び在任回数に制限を設けていない。今後、組織運営の中長期基本計画の中で明らかにしていく。 ○組織運営の中長期基本計画により、定款及び会則等の整備を進めていき役員任期又再任回数等の制限を設ける 令和2年6月現在の状況では、現役員の中で原則の10年を超える者は2名おり、理事の任期満了に伴う役員の入替は、概ね2～3名程度となっている状況である	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第27条 3 定款運営規則第4条 4 会則第4章第18条 (※2,3,4については令和4年総会において改訂の予定)
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 ※2つの例外措置	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	本協会には、役員候補者選考委員会は設置していないが、総務委員会がその役割をしている。今後、組織運営の中長期基本計画のロードマップにより、役員候補者選考委員会を設置する。 ○役員候補者選考委員会に関する規程を設ける ○役員候補者選考委員会の規程の中に有識者を配置する基準を明記する	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第24条 3 会則第4章第14条 (※2,3については令和3年総会において改訂の予定)
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員を適用対象とした法令遵守等の規程については、会則・倫理規程・就業規則・事務局規定等において整備されているが、不備等あれば訂正していく。	1 会則第4章第19条 2 倫理規程第4条 3 就業規則第25条及び26条 4 事務局規定第2章第3条

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1 協会HP 2 定款 3 会則 3 専門委員会運営規則 4 監事規程 5 事務局規定
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1 定款 2 会則 3 定款運営規則 4 個人情報保護方針
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員・職員の報酬等及び費用に関する規程及び謝金規程は組織運営しているが、規程等に不備があれば整備していく。	1 定款第6章第29条 2 会則第4章第20条 3 就業規則第6章第35条 4 賃金規定 5 役員の報酬等に関する規程 6 謝金規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産の運用及び寄附金等の取り扱いに関する規程がないので、組織運営に関する中長期基本計画のなかで規程等設置に向けた方針を明記し実施していく。	1 組織運営に関する中長期基本計画協会 2 HP 3 経理会計規程 4 寄附金等取扱規定

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	協賛企業（寄附）の規程などを整備し、協会HPに開示していく	1 協会HP 2 会則
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他の選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考については、競技力強化委員会で作成した選考基準等を理事会で承認を得たのち協会ホームページで公開したり、各種大会やランキングマッチ等のコーチ会議において説明し、開示示達している。 ○会則を改訂し、選手の権利保護を明確にしていく。	1 協会HP 2 令和2年第3回理事会議事録 3 強化委員会議事録 4 競技力強化委員会運営規則
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在、審判員の選考に関しては、審判委員会において協議し決定している。 今後、組織運営の中長期基本計画の中で明らかにしていく。 ○審判委員会運営規則を改正し、審判員の選考に関する基準を明記する ○審判員の選考については、審判委員会を実施し、理事会等において承認するシステムを策定する	1 組織運営の中長期基本計画 2 審判委員会運営規則 3 審判委員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	本協会顧問に弁護士を任命している。又経理関係については、公認会計士と契約を結んでおり、各種相談事案等の内容に応じて問い合わせできる体制となっている。	1 顧問弁護士、公認会計士との業務委託契約

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会の名称で委員会を設置していないが、その役割は、総務委員会及び倫理委員会が担い運営している。 今後、組織運営の中長期基本計画において ○総務委員会規則及び倫理委員会規程を改訂し、役割や権限を明確にしていく ○倫理委員会の構成員に女性委員を配置するなどロードマップにおいて進めていく。	1 総務委員会運営規則 2 倫理委員会運営規則 3 倫理規程 4 倫理委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	総務委員会及び倫理委員会がコンプライアンス委員会の役割をになっているので、特に倫理委員会の構成員に弁護士等の学識経験者等の有識者を配置する。 当該配置にあたっては、組織運営の中長期基本計画のロードマップにより方針を明確にしていく。	1 組織運営の中長期基本計画
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本協会では、理事会の中において、「勉強会」の時間を設け、ガバナンス及びコンプライアンスに関連する教育を毎理事会実施している。	1 理事会議題及び議事録 2 「勉強会」開催の会長通達
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	指導者及び選手には、強化合宿時においてコンプライアンス教育の時間を設け実施している。又アンチドーピング等の講習についても当協会アンチドーピング委員会を中心に企画し国内ランキングマッチ等の各種大会時に教育を実施している。 ○コンプライアンス教育の時間に倫理規程を周知する	1 各強化合宿実施報告書等 2 倫理規程 3 競技力強化委員会議事録

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員に対しては、審判講習を実施しているがコンプライアンス教育は実施していない。今後、中長期基本計画のロードマップにおいて審判委員会運営規則等の改正に取り組み明記するとともに実施していく。	1 組織運営の中長期基本計画 2 審判委員会運営規則 3 審判委員規程
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	会計事務所と契約し、税務及び会計の適正処理のアドバイスを受けている。 また、法律関係等についても顧問弁護士と契約し、ガバナンスの整備など様々な指導助言を受けられるような体制としている。	顧問弁護士及び公認会計士との業務委託契約
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公認会計士と契約し、税務及び会計の適正処理を行っている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等に関しては、当該要綱などの定めに沿って適正に処理している。 また、法令及びガイドライン等の遵守が確実にできるようJOC・JSC・NFセンター等が開催している説明会等に出席を義務付け（就業規則及び事務局規定）し、適正な手続きを行っている。	1 就業規則第4章第26条 2 事務局規定第2章第3条

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等については、本協会ホームページにおいて公開している。又本協会事務局において閲覧できるように整備している。	1 本協会HP 2 令和元年度事業報告書・収支決算書 3 令和2年度事業計画書・収支予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準等については、本協会ホームページにおいて開示している。	1 本協会HP 2 選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況については、本協会ホームページに当自己説明及び公表内容シートを開示し、更には組織運営の中長期計画を開示していくこととしている。	1 本協会HP 2 全規程等
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役職員、選手、指導者等とNFとの間に利益相反が生じないよう、定款及び倫理規程等則り業務管理している。また、倫理規程を整備し不備があれば改訂していく。	1 本協会HP 2 倫理規程

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	現在、利益相反ポリシーは策定していない。今後、組織運営の中長期基本計画のロードマップにより利益相反に関する倫理規程等を整備するとともに利益相反ポリシーを策定する。	1 本協会HP 2 倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現在、通報制度は設けていないが、当協会では、相談窓口を設置し運用している。相談窓口制度については、倫理規程内に明記されているが、相談窓口を本協会ホームページ等で設置し、広く周知する体制を整えていく。	1 組織運営の中長期基本計画 2 倫理規程第5条 3 協会HP
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度は、規程で定めており今後制度に不備がないかなどの検証等整備を行い、理事会承認の後ホームページ等で公開していく。	1 倫理規程第6条 2 本協会HP

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在は、倫理規程の中で懲罰基準を明記し、懲罰対象事案が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会においてその処分を検討し、顧問弁護士の助言を踏まえ、理事会において協議することとしている。	1 会則 2 倫理規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	日本スポーツ仲裁機構に係る案件については、定款運営規則第9条仲裁裁定の中で明記されている。また、被処分者に対しても日本スポーツ仲裁機構が利用可能であることを倫理規程内で定めている。	1 定款運営規則第9条 2 倫理規程第7条
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	倫理規程第7条の中で、被処分者に対してスポーツ仲裁が利用可能であることを通知することを明記している。	1 倫理規程第7条 2 本協会HP
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを策定中である。また、首都直下型地震等ガイドライン及び情報システムの緊急事態における行動指針を策定中であり、運用に向けて体制整備している。 今後、組織運営の中長期基本計画の中で、危機管理及び不祥事案対応について組織対応等の危機管理体制を強化していく。	1 組織運営の中長期基本計画 2 危機管理マニュアル 3 首都直下型地震等ガイドライン 4 情報システムの緊急事態における行動指針
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事案等が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会において対応することとなっているが、不祥事案発生時の調査体制について規程等で明記されていないので、今後規程等を整備し、調査体制を構築していく。 尚、過去4年間に於いて不祥事案は発生していない。 ○不祥事案発生時等に即時対応できる体制を整備する。	1 組織運営の中長期基本計画 2 総務委員会運営規則 3 危機管理マニュアル 4 倫理委員会運営規則

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間不祥事等なく外部調査委員会を設置していない 不祥事案等発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会で対応することとなっているが、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士等）を構成するなど規程及び体制整備を組織運営の中長期基本計画に沿って進めていく。	1 組織運営の中長期基本計画 2 会則
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、地方組織等として複数団体が加盟している。 定款及び会則等により加盟団体に関する規程が明記されているが、不備等ないか精査を行い、権限関係等を明確にしていく。 加盟団体からNFの理事や各専門委員会委員に配置するなどNFとの連携等は十分されている。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第4章第12条 3 会則第2章第6条
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、主要加盟団体の長については、本協会の理事となっていることから本協会理事会及び総会の議事については情報共有がされている。 加盟団体等の役員については、ほとんどの方が本協会の役員や各専門委員として活動しており、NFの各事業内において当該加盟団体構成員に対する研修会等を実施している。例えば加盟団体の役員が当協会の理事となっているのであれば理事会や勉強会、専門委員会の委員となっている場合には各専門委員会内で実施される倫理教育や講習等で情報提供がなされている。	1 本協会役員名簿 2 定款第4章第11条 3 会則第2章第6条